

新 旧 対 照 表

指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について
 (昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知)

改正	現行
<p style="text-align: right;">昭和63年2月12日 社庶第29号</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生省社会局長 厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の 受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条において社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第4号の規定に基づき厚生労働省令で定める施設を定めたところであるが、各施設における法第2条第1項の福祉に関する相談援助業務の範囲等については別添1、介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等については別添2に示すとおりであるので、参考までに通知する。</p> <p>別添1 指定施設における業務の範囲等</p> <p>1 福祉に関する相談援助業務の範囲 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 施行規則第2条第7号に規定する福祉に関する事務所にあつては、社会福祉法</p>	<p style="text-align: right;">昭和63年2月12日 社庶第29号</p> <p>各 都道府県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生省社会局長 厚生省児童家庭局長</p> <p style="text-align: center;">指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の 受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について</p> <p>社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第2条において社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第7条第4号の規定に基づき厚生労働省令で定める施設を定めたところであるが、各施設における法第2条第1項の福祉に関する相談援助業務の範囲等については別添1、介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等については別添2に示すとおりであるので、参考までに通知する。</p> <p>別添1 指定施設における業務の範囲等</p> <p>1 福祉に関する相談援助業務の範囲 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号。以下「施行規則」という。）第2条第1号から第13号までに定める施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(15) (略)</p> <p>(16) 施行規則第2条第7号に規定する福祉に関する事務所にあつては、社会福祉法</p>

(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員(査察指導員)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条及び第7条に規定する社会福祉主事(老人福祉指導主事)、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員(現業員)、「家庭児童相談室の設置運営について」(昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号)別紙(家庭児童相談室設置運営要綱)第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事)及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(家庭相談員)、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」(昭和45年4月9日付け社庶第74号)に規定する面接相談員、売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条第1項及び第2項に規定する婦人相談員並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添1(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領)3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員及び生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員

(17)～(23) (略)

2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

(1)～(39) (略)

(24) 施行規則第2条第13号に規定する障害者支援施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)第11条第1項第2号イ(2)、第3号イ(1)及びロ、第4号イ(1)(同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。)及びハ、第5号イ(1)及びロ(1)、第6号イ(1)並びに第7号イ(1)に規定する生活支援員、同項第5号イ(2)に規定する就労支援員及び同項第2号イ(3)、第3号イ(2)、第4号イ(2)、第5号イ(3)及びロ(2)、第6号イ(2)並びに第7号イ(2)に規定するサービス管理責任者

(25)～(39) (略)

(昭和26年法律第45号)第15条第1項第1号に規定する指導監督を行う所員(査察指導員)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第11条の2第1項及び第2項に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第13条第1項及び第2項に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第6条及び第7条に規定する社会福祉主事(老人福祉指導主事)、社会福祉法第15条第1項第2号に規定する現業を行う所員(現業員)、「家庭児童相談室の設置運営について」(昭和39年4月22日付け厚生省発児第92号)別紙(家庭児童相談室設置運営要綱)第5に規定する家庭児童福祉の業務に従事する社会福祉主事(家庭児童福祉主事)及び家庭児童福祉に関する相談指導業務に従事する職員(家庭相談員)、「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」(昭和45年4月9日付け社庶第74号)に規定する面接相談員、売春防止法(昭和31年法律第118号)第35条第1項及び第2項に規定する婦人相談員並びに母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第8条第1項に規定する母子・父子自立支援員、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添1(自立支援プログラム策定実施推進事業実施要領)3(1)に規定する就労支援事業に従事する就労支援員及び生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条の6第1項に規定する被保護者就労支援事業に従事する就労支援員

(17)～(23) (略)

2 施行規則第2条第14号に規定する施設及び当該施設において福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種の範囲

施行規則第2条第1号から第13号までに掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設及び当該施設において、福祉に関する相談援助の実務経験を有すると認められる職種は、次のとおりとする。

(1)～(39) (略)

(24) 施行規則第2条第13号に規定する障害者支援施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号)第11条第1項第2号イ(2)、第3号イ(1)及びロ、第4号イ(1)(同号ロにおいて読み替えられる場合を含む。)及びハ、第5号イ(1)及びロ(1)並びに第6号イ(1)に規定する生活支援員、同項第5号イ(2)に規定する就労支援員及び同項第2号イ(3)、第3号イ(2)、第4号イ(2)、第5号イ(3)及びロ(2)並びに第6号イ(2)に規定するサービス管理責任者

(25)～(39) (略)

<p>(40) 「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」(平成26年3月31日付け障発0331第2号)別添2(地域移行・地域生活支援事業実施要綱)に基づく「アウトリーチ事業」、<u>「地域生活支援事業等の実施について」(平成18年8月1日付け障発0801002号)別紙2(地域生活支援促進事業実施要綱)の別記2-21(精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業)に基づく「アウトリーチ支援に係る事業」</u>を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。) <p>(41)～(61) (略)</p> <p>(62) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第3条第2項に規定する<u>生活困窮者自立相談支援事業</u>を行っている自立相談支援機関及び同法第3条第5項に規定する<u>生活困窮者家計改善支援事業</u>を行っている事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任相談支援員、相談支援員、<u>就労支援員</u>及び<u>家計改善支援員(生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成30年法律第44号)第1条の規定による改正前の生活困窮者自立支援法第2条第6項に規定する生活困窮者家計相談支援事業に従事する家計相談支援員を含む)</u> <p>(63) 生活保護法第55条の7第1項に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援員 <p>(64)～(72) (略)</p> <p><u>(73) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)第29条に規定する難病相談支援センター</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・難病相談支援員 <p><u>(74) 「高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業の実施について」(平成19年5月25日付け障発0525001号)に基づく高次脳機能障害者の支援の拠点となる機関</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援コーディネーター <p><u>(75)</u> 施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記(1)から<u>(74)</u>までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員 	<p>(40) 「精神障害者地域生活支援広域調整等事業について」(平成26年3月31日付け障発0331第2号)別添2(地域移行・地域生活支援事業実施要綱)に基づく「アウトリーチ事業」を行っている施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談援助業務を行っている職員(医師、保健師、看護師、作業療法士その他医療法に規定する病院として必要な職員を除く。) <p>(41)～(61) (略)</p> <p>(62) 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)第2条第2項<u>第1号</u>に規定する<u>自立相談支援事業</u>を行っている自立相談支援機関及び同法第2条第6項に規定する<u>家計相談支援事業</u>を行っている事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任相談支援員、相談支援員、<u>就労支援相談員</u>及び<u>家計相談支援員</u> <p>(63) 生活保護法第55条の6第1項に規定する被保護者就労支援事業を行っている事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就労支援員 <p>(64)～(72) (略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(73)</u> 施行規則第2条第1号から第13号まで及び上記(1)から<u>(72)</u>までに定める施設以外の施設で福祉に関する相談援助を行う施設として厚生労働大臣が個別に認めた施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該施設において、福祉に関する相談援助業務を行っている相談員
---	---

<p>3 (略)</p> <p>4 2 (75) の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領</p> <p>(1) 認定基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 上記1及び2の(1)から(74)までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。</p> <p>(2) 認定の手続</p> <p>ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2 (75)に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>別添2 介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等</p> <p>1 介護等の業務の範囲 介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設(障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む。)の入所者の保護に直接従事する職員(職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要な職員を除く。)</p> <p>(2) ~ (15) (略)</p> <p>(16) 指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。)の介護従業者</p> <p>(17) ~ (28) (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 2 (73) の厚生労働大臣の個別認定の取扱い要領</p> <p>(1) 認定基準</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 上記1及び2の(1)から(72)までに定める職種と同等以上の福祉に関する相談援助業務を行っている相談員が配置されていること。</p> <p>(2) 認定の手続</p> <p>ア 社会福祉士養成施設等への入学又は入所に際して2 (73)に係るものについては、社会福祉士養成施設等において取りまとめ、入学又は入所の決定前に別記様式により厚生労働大臣あて協議すること。</p> <p>イ (略)</p> <p>別添2 介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等</p> <p>1 介護等の業務の範囲 介護等の業務に従事したと認められる者は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する障害児通所支援事業を行う施設、児童発達支援センター及び障害児入所施設(障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号。以下「整備法」という。)第5条による改正前の児童福祉法に規定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設を含む。)の入所者の保護に直接従事する職員(児童指導員、職業指導員、心理指導担当職員、作業療法士、理学療法士、聴能訓練担当職員及び言語機能訓練担当職員並びに医師、看護師その他医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院として必要な職員を除く。)</p> <p>(2) ~ (15) (略)</p> <p>(16) 指定複合型サービス(指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第23項に規定する複合型サービスをいう。)の介護従業者</p> <p>(17) ~ (28) (略)</p>
---	--

<p>(29) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設の入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)</p> <p>(30)～(32) (略)</p> <p>(33) 「地域生活支援事業の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記1-9に基づく「移動支援事業」、別記1-11(4)に基づく「日中一時支援」又は別記1-14(2)に基づく「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者及び別記1-11(2)に基づく「訪問入浴サービス」の介護職員</p> <p>(以下、略)</p>	<p>(29) 「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「重症心身障害児(者)通園事業」を行っている施設の入所者の保護に直接従事する職員(施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)</p> <p>(30)～(32) (略)</p> <p>(33) 「地域生活支援事業の実施について」別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記9に基づく「移動支援事業」、別記11(4)に基づく「日中一時支援」又は別記14(2)に基づく「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を行っている施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務である者及び別記11(2)に基づく「訪問入浴サービス」の介護職員</p> <p>(以下、略)</p>
---	--